

はじめに

新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、3年目を迎えたが、感染拡大はオミクロン株によって急激に拡大しています。直近では、保育園・幼稚園の休園や学校においては学級閉鎖・学年閉鎖から学校全体が休校になるなど、その影響によって、社会活動に大きな支障が生じています。また、現在は多くの都道府県にまん延防止等重点措置が発出されています。

近時、新型コロナウイルス感染症による社会経済の混乱状況の中でも、各種の企業が、経済活動の継続のための取り組みや、例えば鉄道会社であれば、継続して公共交通機関としての役割を果たすための取り組みなどが報道されるようになりました。

社会福祉法人も例外ではなく、災害や感染症等による混乱状況にあっても事業運営を継続して行うことができるような事業継続計画(BCP)の充実が求められています。

また、虐待防止責任者の配置や身体拘束適正化検討委員会の設置など障害児者への虐待防止への様々な対応策が求められています。法人としては、既存の権利擁護・虐待防止委員会を活用し身体拘束ゼロへの取り組みなどを進めていきたいと思います。

今後も引き続き感染防止のために、マスクの着用、手指消毒、3密回避を基本とした感染予防に努め、利用者支援のさらなる充実を図ってまいります。

各部門別事業計画

事務部

1 方針

法人の円滑な運営のため各部署とのコミュニケーションを強化すると共に、個々のスキルアップに努めます。

2 目標

- (1) 定款の規定を踏まえ、理事会、評議員会を適宜、開催します。
- (2) 経理規定に基づいた、適正な会計処理、財務管理を行います。
- (3) 人材の確保・育成・定着に努めます。
- (4) 業務継続計画(BCP)の充実を図り、不測の事態においても事業が継続できる体制を整えます。
- (5) 設備の保守点検や備品類の更新等、適切な資産管理を行います。

3 評議員会・理事会の開催

- (1) 定款の規定を踏まえ、評議員会・理事会を適宜、開催します。
 - ・5～6月 前年度の事業報告及び決算報告他

- ・ 11月 補正予算、上半期事業報告及び上半期決算報告他
 - ・ 3月 補正予算、翌年度の事業計画及び予算他
- その他必要な都度、理事会、評議員会を開催します。

4 経理事務

- (1) 毎月予算執行率表等の経営状況資料を作成し、月次報告により事業の執行状況や経理上の課題を的確に把握しつつ、予算の補正等の対応を適切に行います。
- (2) 障害サービス事業費請求や医療請求事務を適切に行います。
- (3) 年1回、監事監査を実施し、財務状態及びその計算書類の記載内容についての確認を行います。

5 人事・労務

- (1) 就業規則、給与規程に沿った適切な労務管理を行います。
- (2) 関係法令の改正に留意します。
- (3) 随時、就業規則、給与規程の見直しを行います。
- (4) ハローワーク、新聞広告、ホームページ、人材紹介会社等を活用し、人材確保に努めます。
- (5) 職場環境の改善に努めます。

6 防災

- (1) 防災訓練、消火訓練を毎月実施します。総合防災訓練及び消防署への通報連絡訓練を年2回、通常避難訓練を年6回、夜間想定避難訓練を年3回、地震想定訓練を年1回実施します。
- (2) 災害発生時の職員・家族の安否確認や情報発信訓練を実施します。
- (3) 業務継続計画（BCP）を整備し、災害等が発生した場合における事業が継続できる体制を整えていきます。

7 資産管理

- (1) 設備の日常点検やリスクマネジメント委員会等で得られた情報を基に、適切な資産管理に努めます。
- (2) 小規模修繕や物品の購入を適切に行います。

施設部

<重症心身障害児施設>

(生活支援課)

1 方針

職員一人ひとりが権利擁護の理解を深め安全や健康面に配慮し、個別性と自己

選択を重視した支援を心がけ、関係部署と連携を図りながらチームの力をたかめて、安心と充実した生活が過ごせるサービスを提供します。

2 目 標

利用者のライフサイクルに沿って、人権や主体性を大切にして一人ひとりの意思決定のプロセスを大事にし、充実した生活支援を行います。また、利用者の状態の変化に敏感に気づく気配りを行い、変化がある場合はカンファレンスを行うなど、他部署との連携を行い組織的な対応をします。

3 内 容

(1) 個別支援計画の充実

利用者の健康に留意するとともに、一人ひとりの意思を尊重した個別支援計画を策定し、計画に基づいた充実感あふれる生活を実現します。

また、感染予防対策を十分にとったうえで、一人ひとりの体調や身体機能の把握に努め、変化がある場合は関係者による検討を積極的に行っていきます。

(2) 危機管理の徹底とサービス内容の向上

ヒヤリハットの検証を徹底し、改善策の策定を積極的に行います。必要な既存の業務手順書の見直しを行い、個別性を重視しながらも標準化されたサービスの向上にも努めます。また、権利擁護や虐待防止についての研修を通して理解を深め、サービス内容の向上に努めます。

(3) 日中活動（余暇活動）支援の充実

感染状況に配慮したうえで、集団による日中活動を行います。加えて個別活動や趣味別的小集団の活動を行い、利用者個々の状況に合わせ、意思決定を視野に入れて一人ひとりの自己実現に向けた支援を展開します。

(4) 職員の人材育成

内部研修の充実や外部のweb研修等への積極的な参加、日々の様々なカンファレンス面談などを通じて、職員一人ひとりの体力面にも視野に入れ資質の向上を図ります。

また、職員個々の意見が反映されるよう、カンファレンスでの決まりごとの周知徹底が図れるよう、風通しのよい職場環境づくりを目指します。

(5) ボランティアの活用

感染状況が改善された際には、積極的なボランティアの参加を促し個別支援の充実を図ります。

(6) 短期・中期入所事業の充実

感染状況を踏まえ、短期・中期入所の受入調整を実施していきます。短期および中期入所枠の利用の際は、相談窓口との連携のもと、在宅障害児者の支援に努めます。短期利用調整の窓口として調整する職員一人ひとりのスキル向上を図ります。

(看護課)

1 方針

職員一人一人が、日々研鑽を重ねながら利用者の個別性と権利擁護を尊重した対応を行い、健康と現在持っている機能の維持・向上により、安全で安心のある生活の質の向上を図る看護を展開します。

2 目標

(1) 個々の利用者の日々の生活に応じた安全安楽に配慮した質の高い看護を行います。

- ・日々の関わりや細かな観察から異常の早期発見と、早期対応を行います。
- ・利用者のその人らしさ、その人にとっての最善を考え、人権を尊重した看護を行います。
- ・年齢を重ねる中でも利用者の持つ力を最大限引き出す看護を行います。
- ・地域社会の情報を収集しながら、感染対策など予防に努め、制限がある中でも可能性を見出し、健康の維持、向上を図ります。

(2) 高い倫理観と専門的な知識・技術に支えられた優れた看護を行います。

- ・現状にとどまらず、看護会議、ケースカンファレンスを通し、日々の自らの看護を振り返り、看護実践能力を高めます。
- ・法人内研修にとどまらず、外部研修にも積極的に参加することで看護能力と実践能力を高めます。
- ・自らの学びを周囲に伝達することで、全体の看護の向上を図ります。

(3) 多職種と協働のもと、利用者の生活の質の向上を行います。

- ・他職種との話し合いを通して、お互いの専門性を尊重し、信頼のもと、利用者のトータル的な生活の評価を行い、より高い生活の質の向上に向けた看護を行います。

(4) 医療安全管理の徹底とサービスの向上を図ります。

- ・ヒヤリハットの分析、評価を行い、これまでのデータの分析を照らし合わせながらカンファレンスを通して改善策を導きます。また、マニュアルや日々の業務を見直し、周知、実践、評価を繰り返して、安全管理を徹底した環境のもとより良い看護の提供に結び付けます。

(診療課)

<リハビリ外来等>

1 方針

入所者を含む地域の障害児者の健康と生活をリハビリテーション（以下「リハビリ」）の視点から支えます。また、職員各々が向上心を持って業務に携わり、利用者のリハビリ内容の充実を図るとともに、お互いの特性を尊重し、経験年数を問わず良い点を支え、不足している点を補い合います。

2 目 標

- (1) 利用者に対して個別でのリハビリ介入により、心身機能の維持向上を図るよう努めます。
- (2) 利用者本人を中心として、家庭・地域での暮らしを支援するよう努めます。
- (3) 新規利用者も可能な範囲で積極的に受け入れます。
- (4) デイサービス利用者や県西地区の重症心身障害児・者についても、必要に応じて現状把握し、要望に対応するよう努めます。

3 内 容

(1) 入所者へのリハビリ

- ア 日々の入所者との関わり合いや生活評価・介入、姿勢管理や生活介助等の相談対応等も臨床業務として位置づけて取り組みます。
- イ 支援課と看護課、栄養部門等と、日中活動について意見を出し合い、その中で新たな発想を生み出し、入所者の日中の過ごし方に変化や刺激を与えられるように努めます。
- ウ 医師・看護・生活支援スタッフと日頃から連携を図り、個別支援モニタリングやカンファレンスにも参加し、リハビリ目標を設定します。

(2) 外来リハビリ

- ア 利用者やご家族の要望を確認し、各利用者の生活に沿った目標の設定を行います。医師とも相談し、リハビリの介入頻度や内容を検討します。
- イ 各関連機関との連携を図ることで、家庭・地域で暮らすための支援を行います。また、必要に応じて関連機関とのケースカンファレンスにも参加します。
- ウ 新規外来の受付は基本的には先天性疾患の方を対象とし、可能な範囲で積極的に受け入れます。
- エ 地域支援部・相談員と連絡を取り、県西地区の重症心身障害児者について現状を把握します。また、デイ・放課後等デイサービス利用者に関しては支援スタッフと連携を図りつつ、リハビリスタッフも利用中の様子を確認するなど出来るだけ要望に応えられるようにします。
- オ 地域のリハビリ職と情報共有がしやすい関係を築くため、知識や技術の向上のための交流の場を設けます。

<栄養管理>

1 目標

- (1) 季節を感じられる、美味しく楽しい食事提供に努めます。
- (2) 安心・安全な食事提供に留意し、徹底した衛生管理と環境設備を行います。
- (3) 多職種協働で、個々の状態に応じたきめ細かい栄養管理を行い、QOLの向上に努めます。
- (4) 積極的な情報収集により専門職としての知識の向上に努めます。

2 内容

- (1) 適時・適温を守り、咀嚼・嚥下機能や嗜好に配慮した食事を提供します。
旬の食材を取り入れることで食事に季節感を持たせ、毎月の行事食やお誕生日会では月ごとのテーマに沿った献立やケーキの提供を行い、食事に楽しみを感じていただけますよう努めます。
- (2) 選択メニューについて、各部署と連携のもと、円滑な実施の継続に努めます。
- (3) ご当地メニューについて、五感（味覚・嗅覚・視覚・聴覚・触覚）を育み、かつ様々な地域食材や伝統・文化に触れる食育活動として、委託給食業者と協力し、提供に努めます。
- (4) 病棟訪問や食事アンケート、月1回開催の給食委員会などでも給食に関する情報を収集し、食事内容の向上を図ります。
- (5) 廉房内の清掃・点検・環境調査を適切に行い、衛生管理と設備維持に努めます。食事提供に関する感染症予防対策を検討し、利用者および職員における食事を介した感染症の発生を防止します。
ヒヤリ・ハットや事故報告書については原因分析により的確な対策を立て、安心・安全な食事の提供に努めます。
- (6) 多職種との協働により、個々の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事を検討し、利用者のQOLの向上に努めます。
毎月1回の栄養管理計画書作成の他、個別支援モニタリングやカンファレンス、摂食指導研修等に参加し、適切な栄養管理を実施します。
- (7) 研修会・学会等への参加や専門書の購読等により積極的に情報を得ることで、専門職として深く、幅広く知識を身に付けることに努めます。

＜薬 局＞

1 目 標

- (1) 医薬品の適正使用と情報提供に貢献します。
- (2) 他職種と連携し、適正な薬物治療が行われるよう努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬の適正対応に努めます。
- (4) 過不足のない在庫管理を徹底します。
- (5) 医療安全のため、医薬品安全管理を徹底します。
- (6) 専門職としての知識の向上に努めます。

2 内 容

- (1) 医薬品適正使用と情報提供
 - ア 薬事委員会を開催し、①採用医薬品の検討や更新、②重症化・複雑化による

急変に対応出来る救急医薬品③災害対策医薬品を検討し、備蓄量、品目を調整していきます。

イ 随時、専門誌、公文書、メーカー通達書類、インターネット等から情報を収集し、医師、および看護師に情報提供を行います。

(2) 他職種との連携

- ア 利用者の特性、病状に応じて、医師の処方計画に提言関与し、適正な薬物治療の補助に努めます。
- イ 服薬状況について、医師、看護師、支援スタッフからも情報を収集し、QOL、アドヒアランス向上に努めます。

(3) 短期・中期利用者の持参薬への対応

- ア 短期・中期利用者の持参薬について聞き取りを行い、一包化するなど簡素化して、施設内での服薬ミスがないように努めます。
- イ 短期・中期利用者の家族に対し、必要に応じて、薬剤情報、保管管理、服薬に関しての助言、指導を行います。

(4) 在庫管理の徹底

- ア 「使用期限切れ医薬品」が利用者に使用されないように、使用期限の調査を定期的に実施します。
- イ 廃棄医薬品が出ないように在庫量を調整し、また必要時に不足することのないよう、在庫管理を徹底します。
- ウ 同効薬で品質及び信頼性が高く、低薬価の医薬品の採用を検討する事によって医療費削減を試みます。

(5) 医療安全における医薬品安全管理

- ア 日本医療機能評価機構や医薬品医療機器総合機構、薬剤師会等からの情報を収集し、他の医療スタッフに情報提供を行い、注意喚起を促します。
- イ 医薬品安全管理に関する研修会を開催し、スタッフの医薬品に関する安全管理についての意識向上に努めます。

(6) 専門職としての知識向上

- ア 研修会への参加や専門書の購読、他の重心施設との連携により積極的に情報を得ることで、専門職としてのより深い知識習得に努めます。

地域支援センター

<相談室>

1 目標

障害のある方が、制度や分野、世代、人と資源を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと地域をともに創る地域共生社会を目指します。

2 内容

(1) 小田原市基幹相談支援センター（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町から受託）

- ア 総合的・専門的相談を可能とする地域の相談支援体制の構築
どこでも何でも相談できる「断らないまるごと相談」を実施するために、適切な相談機関等へのつなぎの支援を行います。
- イ 地域で見守り支えとなる地域住民の方々との連携強化のために、多機関とともに地域づくりを行います。また、地域障害者自立支援協議会の事務局運営を通じて、地域課題の抽出・課題解決に向けて官民協働で取り組みます。
- ウ 困難と感じる支援等の相談を受けたら、課題の整理・見立て等を行いながらともに悩み、考え、伴奏することで、地域の相談支援専門員を孤立させないように取り組みます。また、相談支援現任者研修のインターバル支援や事例検討会、各種研修を企画運営し支援者の支援を行います。
- エ 1市3町の行政・地域の相談支援事業所を対象に、各種研修・社会資源等に関する情報を収集・整理し発信します。

(2) 小田原市障害者相談支援事業（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町から受託）

- ア セルフプランフォローを含めた福祉サービスの利用援助および社会資源を活用するための支援を行います。障害特性に係る専門的支援が必要と確認された場合には、他機関と連携しながら支援します。
- イ 箱根町・真鶴町・湯河原町の出張相談を行政担当者と連携のうえで行います。
- ウ ピアカウンセラー（肢体・視覚・聴覚）の活動の機会と場を作ります。

(3) 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業（神奈川県から受託）

- ア 相談支援等ネットワークでは、令和2年度より継続開催している「医療的ケアがあつてもともに暮らせるタウンミーティング」を通じて医療的ケア児等コーディネーターおよび研修修了者が多機関とつながれるように支援します。
- イ サービス提供ネットワークでは、「サビ児管連絡会」と称し、サービス管理責任者および児童発達管理責任者同士が他事業所との実践の共有・意見交換ができる場をつくります。
- ウ 地域移行・定着推進ネットワークでは、障害児施設の過齢児の地域や成人施設に移行する課題について、障害児等の意思決定を尊重しながらライフステー

ジに応じた適切なサービスや住まいの場が選択できるように取り組んでいきます。

- エ 支援に困難さを抱えている地域の相談支援専門員に対し、専門機関にコンサルテーションし、基幹相談支援センターや委託相談支援事業者とともに専門的助言を受け、継続的に支援を行います。
- オ 神奈川県障害者自立支援協議会に参画し、協議会等の開催状況や相談支援等のネットワーク形成支援の取組み状況等について報告します。
- カ 相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、新規の相談支援従事者とのネットワーク形成を図ります。

(4) 計画相談事業

ア 障害児者の障害福祉サービスの計画相談支援

障害児者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類および内容を定めた計画を作成及び障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。

イ 障害児者の継続サービス利用支援

アの計画相談支援により、支給決定を受けた対象者に対し、支給決定の有効期間内において、定期的に利用状況を検証し、計画の見直し（モニタリング）を行ないます。

ウ 感染症対策について

ア、イについて、感染防止対策により、やむを得ない理由がある場合については、事前に利用者、家族、関係事業所等に丁寧に説明を行いその理解を得て、電話、文書、メール、リモート会議等を活用することにより、柔軟に対応します。

<ヘルパーステーション>

1 目 標

支援対象地域において、その地域ニーズの把握と積極的なサービス提供に務めます。特に障害福祉サービス等地域拠点事業における、障害特性などの理由により福祉サービスを受けることが困難なケースに対してサービスの提供に努めます。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

上・下半期毎に、利用者本人及びご家族の意向を基に個別支援計画の作成・実施・評価を行います。本人のストレンジスの把握や自己決定を尊重し、何を望み、どのような支援が必要なのかを計画に入れ作成します。

また、やむを得ず身体拘束が必要な方に対しては、事業所での検討を行った上、利用者、家族の同意のもと、支援計画に入れ実施します。

(2) 関係機関との連携

ケア会議やカンファレンスに積極的に参加し、関係機関との連携を図り利用者

本人及びご家族の状況の把握に努めます。

関係機関の関わりが多い方に対しては、それぞれの機関の役割や窓口などを確認し、間違った情報が流れないよう努めます。

(3) 多様な障害種別への対応

強度行動障害の方や精神疾患をお持ちの方など、専門的な支援がおこなえるようOJTやOFF-JTにより、障害特性の理解や支援方法など専門的な知識や技術の取得に努めます。また、ケアごとに職員間の振り返りをおこない、障害特性による利用者の状態の変化や様子について、把握できるよう努めます。

(4) 事業の受託

神奈川県から障害福祉サービス等地域拠点事業（ホームヘルプ）を受託し、障害特性、居住地域等の理由から福祉サービスを受けることが困難なケースに対して、支援いたします。

精神疾患や行動障害、サービスに繋がりにくい方のニーズ把握をおこない、ワンストップで受け入れ、他事業所や地域への移行支援を進めていきます。

また、計画相談事業所や行政などの関係機関と連携し、利用者の情報共有に努めます。

<地域活動支援センター事業>

1 目 標

(1) 自尊感情、自己肯定感の向上

一人ひとりの得意なこと、好きなことを活かせる環境づくり（プログラム活動等の充実）を通して、利用者の自尊感情、自己肯定感を育み、生きる力（生活力）の向上を図ります。

(2) 個別支援・家族支援の充実化

利用者、その家族に寄り添い、発達段階に応じた目標を共有し、障害受容に対する支援はもとより、利用者と共に新たな生き方（リカバリー）を模索する体験の機会を創造します。

(3) 地域支援

引き続き、重層的支援体制整備に向けた関係機関との連携の強化を図っていきます。ひまわりが居場所であり、通過点でもあることを念頭に、利用者が地域（公的な支援、インフォーマルな資源）と繋がることを積極的に支援します。交流スペースの活性化、地域づくりに務める利用者の意思や主体性を尊重し、感染対策をしっかりとおこないながら各々が興味や関心を持って、積極的に取り組める個別支援、日中活動の充実を目指します。

2 内 容

(1) 創作的活動等の機会の提供

利用者が得意なことを活かせるよう創作活動をはじめとした多様なプログラムを通して、利用者の自尊感情を育み、生きる力（生活力）の向上を図ることを目指します。また、ちいきふくし博等の普及啓発イベントにおいて、表現や体験を媒介とした利用者と支援者・地域住民との出会い、共感、交流を促進します。

（2）福祉及び社会基盤との連携強化

地域に根ざした事業展開をする必要性に鑑み、以下の連絡会・協議会等へ参画します。

- ・自立支援協議会 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会
足柄上地区自立支援協議会
- ・小田原保健福祉事務所足柄上センター地域移行推進会議
- ・委託相談支援事業所との情報共有（毎月第2(水)開催）
- ・利用者のモニタリング、ケース会議等

（3）社会との交流の促進

福祉サービス利用の準備段階にある方、退院後の居場所として利用する方にとつて、ゆるやかな社会資源の利用、社会参加の第一歩として活用いただけるよう、更なる周知を図っていきます。

利用者同士の交流、余暇の充実、社会参加への動機づけをねらいに、グループでの外出、地域のイベント参加等を行います。交流スペースの活用については、新型コロナウィルス感染拡大防止の為、開放を休止していますが、感染防止対策を講じながら県西地区の感染状況を鑑みて、段階的に再開できるよう体制整備を進めます。

（4）地域住民ボランティア育成

ボランティアと協同した活動等を積極的に取り入れることにより、利用者が社会との接点をより多くもてるよう支援します。具体的には社会福祉協議会との連携、各市町生涯学習課、自治会・近隣の高校・大学・専門学校の学生等との交流の機会を活用していきます。

（5）普及啓発

地域生活を支える基盤を作り出す為に、地域における利用者と近隣住民との豊かな接触体験を促進します。令和3年度オンライン開催の実績・課題をふまえて、ちいきふくし博参加事業所等を中心にふくし月間として、引き続き、県西圏域へ波及できるよう普及啓発活動を行います。

（6）親子通所における家族支援

親子通所事業における「家族支援」では、親子一緒に活動し合うことで、お子さんへの理解や関わりを積み重ねることで、成長を楽しみながら気持ちが通じ合える関係を築いていけるように援助していきます。

また、「気づきの段階からの早期支援」「多様なニーズに対応できる支援体制」を構築するため、関係機関とのネットワークの強化を図り、保護者と協力して子育てしていく

く基盤を作っていくように、相談支援に力を入れながらタイムリーな情報共有に努めています。

＜児童発達支援事業「くまさん教室」＞

1 目 標

南足柄市在住の児童に対する、気になる段階からのトータルサポートとして、本人に対する「発達支援」、悩み孤立しがちな家族に対する「家族支援」、インクルージョン、将来の自立に向けた「地域支援」を中心に本人と家族を丸ごとサポートしていきます。

2 内 容

(1) 発達支援

「子どもの姿」を適切に捉える視点（日常生活・集団適応・コミュニケーション・運動・その子の光る所）を持ち、職員間で共有し合いながら適切なアセスメントを行い個別の「手立て」を考え支援に活かしていくこと。また年間を通して、身近な万能素材であるタオルを使った様々な遊びを展開することで年齢や発達に応じたふれあい遊び・表現遊びなどバリエーション豊かな遊びの提供をすることで活動内容の充実を図っていきます。

(2) 家族支援

ご家族の不安や悩みに寄り添い、お子さんの「育ち」の確認をし合うこと（連絡帳・送迎時）で安心してわが子の子育てに向き合えるようにしていきます。また月に2回の保護者参観日を保護者同士の気軽な交流の場となるように、また、就園・就学に向け保護者の抱える身近な悩みごとを話題としたグループワーク等も企画し、参加を促していきます。

(3) 地域支援

児童やその家族の知りたい地域の子育て・保育・教育に関する情報の提供と、スムーズに地域移行に繋がるように、年間を通して南足柄市の巡回相談員との定期的な情報交換や幼稚園・保育園等との交流や連携を行っていく。また、地域のボランティアの方々に、月1回保育参加して頂き、交流の機会を持つようにします。

(4) 移行支援

就園を迎える児童とその保護者が、移行先の幼稚園に無理なく慣れていかれるよう、くまさん教室の午前クラスとの平行通園を提案し、保護者や幼稚園との連絡調整を窓口に行っていきます。保護者の了解を得ながら、児童の特性に合わせた関わり方や園行事の参加のさせ方など具体的な場面を想定しながら相互の意見交換を行っていきます。

(5) 早期の支援体制

気になる段階からの支援体制として、南足柄市のフォロー教室、ひまわり児童

部門との連携はもとより、市内の子育て支援に関する各施策に対する、連携・協力を推進していきます。子育て世代の保護者のメンタルの安定、児童の2次障害の予防・コロナ禍での親子のストレスの軽減が図れるように、各機関と連携し合い相談支援の場所としての役割を担っていきます。

(6) 職員の人材育成・資質向上の取り組み

「くまさん教室」の更なる支援力の向上を目指し、日々の振り返りと改善策の提案などをくり返し行っていく中で、職員個々の気付きを促し、主体的に学んでいこうとする意欲に繋げていきます。勉強会の実施・法人の内部研修や外部研修にも積極的に参加する機会を設けていきます。

風 祭 事 業 部

<デイサービスセンター>

1 目 標

利用者の意思や主体性を尊重し、感染対策をしっかりとおこないながら各々が興味や関心を持ち、自ら選択をして積極的に取り組める個別支援や日中活動の充実を目指します。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

半期ごとに利用者ご本人または家族の意向を踏まえ、利用者自身が思い、望んでいる生活が少しでも実現できるようにサービス等利用計画に基づいて個別支援計画の作成・実施を目指します。また、関係する事業所等とのカンファレンスに積極的に参加し、情報を共有して統一した支援の提供を目指します。

(2) 日中活動・行事の充実

感染症対策を講じながら利用者の意思や主体性を尊重し、利用者自身が主役となって自主的に参加出来る活動や、同じ興味・関心を持った利用者同士のサークル活動を企画、実施します。また、秋祭りや県西地区文化事業での展示を通して、日々の取り組みをご家族や地域の方に見ていただけるように努めます。

季節行事としてクリスマス会やかき氷、ハロウィン等のイベントを企画・実施し、放課後等デイサービス「きゃんばす」、地域活動支援センターの活動と連動し、利用者同士の交流を図ります。

(3) 人材育成

職員の資質や介護技術の向上を図るため、施設内や外部の各種研修会への参加

をします。また、部署内では、適宜利用者支援に対する意識の向上を目指し、勉強会や会議を開催します。

＜放課後等デイサービス きやんばす＞

1 目 標

基本的動作や生活能力が向上するために、必要な体験ができるプログラムや社会との交流が図れるような環境を整え、利用者一人ひとりの心身の状況に合わせ提供していきます。また、さまざまな場面において、利用者が可能な限り自己決定し、主体的に参加できるように支援をします。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

本人や家族の思いに沿った支援ができるように、生活状況、心身の状態などの些細な情報も職員間で共有し、適宜アセスメントをします。

また、「得意なこと」「好きなこと」に着目し、その分野が発展するような活動や遊びを提案することで、自信をもって楽しみながら取り組めるように支援します。

(2) 発達支援

活動や遊びを通して周囲との関わりを深めたり表現力を高めたりし、自己選択や自己決定の力を育んでいきます。また、多くの可能性や選択肢が広がるように、屋内外でのさまざまな活動プログラムを展開し体験の機会を設けます。支援の際は、個々の発達や障害特性に配慮し、十分に自己を発揮できる環境を整えます。

(3) 家族支援

ご家族の状況に合わせ、レスパイトケア等の役割を臨機応変に担います。

また、ご家族の不安や悩みに寄り添い、必要な助言を行ったり関係機関へ取り次いだりし、安心して子育てが出来るような働きかけをします。

(4) 地域支援

近隣の社会資源を活用し様々な体験をする機会を作り、活動の幅を広げていきます。また、地域の方々と交流する機会を重ねることにより、多様性の理解を広げたり、適切な対人関係が築けたりできるように支援していきます。

(5) 人材育成

職員の資質や介護技術、支援に対する意識の向上を図るため、勉強会や各種研修会への参加をします。

ア：内部研修への参加や勉強会の実施

障害特性や利用者の権利擁護等の理解を深めるため、法人内部の研修参加や部署内で勉強会を開催します。また、部署内で日々の支援を振り返り、適切な

支援について職員間で意見交換し、互いに学び合いながらより良い支援につなげていきます。

イ：外部研修・講習会への参加

自立支援協議会が主催する研修会への参加や法人の自主研修制度を活用し、制度の理解や重心児に向けた医療や療育内容など幅広い知識や技術を身につけます。